平成２４年（フ）第３２号
福岡県田川郡川崎町大字川崎1379番地の29、前住所福岡県田川郡川崎町大字川崎337番地の１
債務者　立野　和一
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２６０号
大分市西新地２丁目４番28号
債務者　林　　戡洋
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１００号
大分市顕徳町２丁目２番17号　江アパート102号
債務者　油布　武士
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２号
大分市大字種具808番地の６
債務者　上米良昌則
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１０号
宮崎市大淀１丁目１番40号　第一奥野コーポ21号
債務者　山元　健一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２号
長野県岡谷市山手町１丁目15番38号
債務者　浦上　治子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第２３号
長野県諏訪郡富士見町乙事1687番地、前住所東京都新宿区戸山２丁目11番1407号
債務者　五味　真一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第７０号
京都市北区大宮薬師山東町１番地101、申立時の住所京都市右京区花園春日町４番地シャルマンコーポ円町201
債務者　木村すゞ子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７１号
京都市北区大宮薬師山東町１番地101、申立時の住所京都市右京区花園春日町４番地シャルマンコーポ円町201
債務者　木村　美貴
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
京都市伏見区向島丸町21番地２
債務者　山本　　彰
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
京都市伏見区紙子屋町544番地２　パインハイツ101号室
債務者　荻野　慎矢
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字鏡田20番地９
債務者　北井　順也
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０８号
京都市中京区聚楽廻西町79番地３　小久保マンション２―Ｂ
債務者　坂本　健一
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０９号
京都市右京区太秦乾町38番地２　１号棟
債務者　杉安　吉馬
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１０号
京都市右京区太秦乾町38番地２　１号棟
債務者　杉安みす江
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３５号
京都市西京区大原野北春日町351番地１
債務者　井口　文明
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
京都市西京区大原野北春日町351番地１
債務者　井口　民子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係